

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年5月15日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者は以下のとおりとしてください。なお、法人以外の場合は個人名も可能です。
・法人の代表者
・処理計画書の作成単位である事業者等の代表者
・支店の場合は支店長

記載例：
●●株式会社
△△株式会社〇〇〇工場
□□株式会社▽▽支社

提出者 〒〇〇〇-〇〇〇〇

住所 千葉県〇〇市市場町1-1

氏名 〇〇株式会社

代表取締役 千葉 一郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 043-223-2760

社印等の押印は必要ありません。

建設業の場合、以下を参考とし、工事現場の市町村名を併記してください。

- ・提出者(法人)名
- ・提出者(法人)名 + 支店名
- ・支店名

廃棄物の発生及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 (例1) 製造業：●●株式会社〇〇〇工場
(例2) 建設業：◇◇土木株式会社▽▽支店

建設業の場合、本社又は支店の住所及び代表的な工事現場の住所の地先を併記してください。

事業場の所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇
(例1) 製造業：千葉県〇〇市市場町1-1
(例2) 建設業：千葉県▲▲市〜〜 (現場：□□□市)

計画期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	(例1) 大分類：製造業 中分類：プラスチック製品製造業 (例2) 大分類：建築業 中分類：総合工事業 など
②事業の規模	(例1) 製造品出荷額 〇〇円 (例2) 元請完成工事高 〇〇円 (例3) 病床数 〇〇床 など
③従業員数	(例1) 980人(正社員820人、常勤関係職員160人) (例2) 150人(医療従事者75人、非医療従事者75人)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	(例) 廃アルカリ → 中和・脱水 → セメント原料(再生利用) 感染性廃棄物 → 焼却・熔融 → スラグ(再生利用)

日本標準分類の業種(中分類まで)を記入してください。

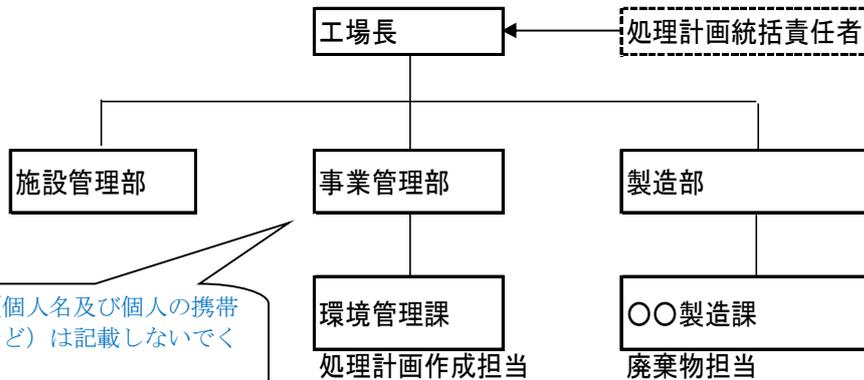
臨時職員なども含めてください。

排出する特別管理産業廃棄物の種類ごとに、発生から最終処分が終了するまでの一連の工程を記入してください。
枠内に収まらないときは別紙を添付してください(添付忘れに注意)。

処分業者名は記載しないでください。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



- ・事業場から発生する全ての特別管理産業廃棄物を記載してください。
- ・実施状況報告書をあわせて提出する方は、報告書と当欄の廃棄物名と値を一致させて下さい。
- ・廃棄物の種類が3以上ある場合は、別紙を添付してください。(以下同様)なお、添付漏れに注意してください。
- ・廃棄物ごとに記載し、合算しないでください。
- ・昨年度の計画書において、廃棄物の種類が不適切であった場合、今年度の計画書において改めてください。

個人情報（個人名及び個人の携帯電話番号など）は記載しないでください。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物
排出量	40 t	30 t

年度間違いが多いので注意してください。

(これまでに実施した取組)

- ・製造工程を見直し、製造量あたりの廃棄物排出量を、10パーセント削減している。
- ・計画的な資材搬入を徹底し、余剰材による産業廃棄物の排出を抑制している。

現在実施している取組の内容を記入してください。(以下同様)

- ・現状に記載した廃棄物の種類と対応させ、排出予定がないものは0としてください。
- ・昨年度は排出していないもので、今年度排出予定がある廃棄物については、新たに追加してください。

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物
排出量	50 t	0 t

有効数字については、紙面上で不整合のないようにしてください。(以下同様)

(今後実施する予定の取組)

- ・製造工程の見直しを継続するとともに、製造量に併せて製造ラインの効率的な運用を図り、廃棄物の排出抑制を行う。
- ・生産ラインの増強により廃棄物の排出量は増加しているが、引き続き、廃棄物の排出抑制に取り組む。

今後実施する予定の取組の内容を記入してください。(以下同様)

② 計画

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
廃棄物の品目ごとに堅牢な容器で保管している。

② 計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の取組)
引き続き、分別保管を継続する。

排出される廃棄物が1種類の場合については記載は不要です。

特別管理産業廃棄物は、廃棄物処理法の規定で、分別保管が義務付けられているものがあることに留意して記載してください。

自社で直接再生利用した特別管理産業廃棄物及び自社で中間処理した後に自社で再生利用した産業廃棄物について記入してください。
中間処理とは、例えば、汚泥を脱水機で脱水処理すること等が該当します。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 発生する廃棄物は再生利用できる品目ではないため、実績はない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、再生利用は行わない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	10 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 廃アルカリにおいては、自社の焼却炉で焼却処理した。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 今後は実施しない予定。			

自社の焼却施設で熱回収を行っている場合に、熱回収に利用した廃棄物の量を記入してください。(焼却前の重量を記入)

自社で焼却・脱水等の中間処理によって廃棄物の重量を減らした場合に、減らした量を記入してください。
減量に相当する中間処理は、焼却又は脱水等です。

(第4面)

自社処分場への埋立処分又は海洋投入処分した産業廃棄物について記入してください。

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) これまでに実績はない。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も実施しない。		

該当がない場合は、その旨を記載するか、「-」と記載してください。

今後、該当がない予定の場合、②計画については、その旨を記載するか、「-」と記載してください。

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物
	全処理委託量	30 t	30 t
	優良認定処理業者への処理委託量	25 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	20 t	20 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	10 t	10 t
(これまでに実施した取組) 優良認定事業者への委託を心掛けている。			

・全処理委託量の内数を記載してください。
・認定業者かどうかは委託事業者に確認して下さい。

廃棄物の排出量と処理量の整合性をとってください。

処分業者名は記載しないでください。

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物
	全処理委託量	50 t	0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	30 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	40 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 今後も、優良認定事業者への委託を継続する。			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	70 t	
(今後実施する予定の取組等) 既に、電子マニフェストを導入済。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。